

尾道市屋外広告物等表示・設置許可申請手数料

種別	区分	単位	手数料の額	
			光源を使用したもの	光源を使用しないもの
平看板 広告塔 掲示板	10平方メートル以下のもの	1個につき	1,780円	1,060円
	10平方メートルを超える30平方メートル以下のもの	1個につき	4,950円	3,720円
	30平方メートルを超える140平方メートル以下のもの	1個につき	4,950円に30平方メートルを超える10平方メートルまでごとに1,780円を加算した額	3,720円に30平方メートルを超える10平方メートルまでごとに1,060円を加算した額
	140平方メートルを超えるもの	1個につき	26,560円	17,710円
立看板		1個につき	530円	
電柱広告	添加	1個につき	530円	350円
	巻き	1個につき	350円	
幕広告		1枚につき	890円	
気球広告		1個につき	1,780円	1,240円
はり札		1枚につき	370円	
はり紙		1枚につき 100枚までごとに	530円	
その他		/	前各項に準じて市長が定める額	

備考

- ◆手数料は、許可申請時にかかります。(毎年更新の許可申請が必要です。)
- ◆自家用広告物で同一敷地内の表示面積の合計が10m²以下である等、手数料が不要になる場合があります。
- ◆はり紙について、100枚を超えた場合は、100枚までごとに530円が加算されます。(ただし、形状及び意匠が同一のもの。)